



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

東京都港区港南三丁目5番14号
ヒビノ株式会社
代表取締役社長 日比野 晃久
(コード番号：2469)
問い合わせ先：ヒビノ GMC 経営企画本部長
大 関 靖
電 話 番 号 : 03-3740-4391

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 28 条（取締役の責任免除）及び第 36 条（監査役の責任免除）を規定しております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項及び第 36 条第 2 項につき所要の変更を行うものであります。

なお、定款第 28 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以 上

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を下限とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を下限とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を下限とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を下限とする。</p>

以 上